

第22回裁判のご報告

平成28年9月13日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第48準備書面(被告国第14準備書面における主張と原告ら第42～44, 47準備書面における主張との対照・整理, および原告らからの補充的主張)

○概要

- ① 2008年の佐竹健治氏らの論文では, 福島沖に, 巨大な波源モデルを想定する結論となっている。被告国は3. 11以前に福島沖にて巨大地震が発生するとは考えられなかったと主張しているが, 2008年佐竹氏ら論文により, 被告国の主張が誤りといえる。

被告国が予見すべき対象は, 敷地高さを超える津波である。本件地震ではない。被告国は本件地震が「長期評価」で想定した地震と異なることを主張するが, 無意味な主張である。

- ② 被告国は, 「長期評価」の信頼性を否定するために, 異論があった等主張している。

しかし, 被告国の主張はいずれも根拠がなく, 的を射ていない。

- ③ 被告国は, 「津波評価技術」が唯一の基準であると主張している。

しかし, 佐竹氏は, 「津波評価技術」について, 「過去の個別の地震について検討しておらず, 個別の地域での将来の地震発生可能性の議論もしていない」と証言した。したがって, 「津波評価技術」は, 想定しうる最大規模の地震・津波について, 地震学の最新の知見を整理したものとは到底いえない。

また, 海溝寄りの津波地震について, 被告国が主張する比較沈み込み学の考え方は, 本件事故前から妥当ではなかった。

「津波評価技術」は, 原子力施設に影響する津波の波源の位置設定として, 基準とならない。

★第49準備書面(被告国第14準備書面中「第5田中証言 1非常用電源設備の配置に問題があるとする指摘が失当であること」に対する反論及び田中証言を中心とした結果回避措置の可能性に関する原告らの主張の補足)

○概要

- ① 被告国は, 田中三彦証人の「非常用電源設備の配置に問題があるとする指摘が失当である」と主張している。

田中証人は万が一に備えての二重三重の備えを全くしていないことが問題であると指摘している。これに対して, 被告国は, 想定津波が敷地高さを超えることはない(はずである)から非常用電源設備を地下に設置する合理的根拠がある(浸水しない)と言っているだけである。被告国の主張は, 田中証言への反論になっていない。

被告国は, 独立性の要件に反していないとも主張している。しかし, 技術基準

省令62号33条4項の規定を踏まえれば、同じ機能を果たすべき機器設備が複数設置された場合には、それぞれが独立して機能することが求められている。

- ② 本件原発事故後、柏崎刈羽原発だけでなく、国内のほとんどの原発が、津波対策として高台に配電盤や非常用電源設備を設置し、電源車・発電機車を複数台配備している。防波堤よりもさらに高い場所に、である。このように二重三重の備えを行い、深層防護・多重防護の思想こそが、本件事故当時、被告らに決定的に欠如していたものである。
- ③ 被告東電は、2012年3月、「柏崎刈羽原子力発電所7号機における安全性に関する総合評価（一次評価）の結果について」を公表した。
この公表文書では、田中証人が指摘したとおり、重要な電源設備を海に近いタービン建屋の地下階に集中して配置していたがために、津波により一瞬にして全電源喪失に至ったことを反省点としている。
- ④ 全電源喪失の回避対策は、柏崎刈羽原発で見られるように、2年程度で容易に行うことができる対策である。このような対策をとっていれば、本件事故を回避することは十分に可能であった。

★第50準備書面（被告国第15準備書面に対する反論）

○概要

- ① IAEA事務局長報告書が、編集注記において、「いかなる個人又は主体による作為又は不作為についても、法的又はその他を問わず、責任の問題を扱うことを意図するものではない」と述べている。
この意味は、航空事故調査においても課題となっている刑事手続に利用してほしくないと牽制したものと考えられる。
- ② IAEA事務局長報告書は、世界中の専門家約180名が5つの作業部会で検討・評価されたものである。作成されるにあたり、日本政府及び日本の他の組織が、相当量のデータを提供していた。
IAEAが報告書にて記載している「評価」は、2つある。1つは、本件事故以前のある時点に立って行った評価である。もう1つは、「未来志向」の教訓メッセージである。
原告らは、前者の「評価」に基づき、主張している。被告国は、IAEA技術文書2について、事故前の知見ではなく、現時点における知見に基づいて考察したに過ぎないと主張しているが、原告らの主張をきちんと理解していない。
被告国は、本件事故までに、IAEAにより、津波のハザード評価手法について具体的な内容を伴う指針を示されたことがなく、国際慣行も存在しなかったと主張している。しかし、我が国が、地震国・津波国であるにもかかわらず、国際的な動向を無視していたに過ぎない。国際慣行があったとの既述は、IAEAが約180名の専門家を集めて導いた、国際的な評価である。被告国の主張は、採用するに値しない。
- ③ IAEAが指摘するように、知見の進展により、ウェットサイト（設計基準浸水の推移がプラント主地盤高よりも高い）となった段階で、被告国が規制を行う必要性があった。IAEA技術文書2の記載は、このことを裏付ける。
- ④ IAEAが述べる津波ハザードの評価手法に関する国際慣行は、本件事故当時、存在していた。また、本件事故前に、「長期評価」と同様の津波高さが予測可能だったことについて、IAEAも確認している。
これらの点について、被告国は、IAEAの記載が誤っていると反論している

が、筋違いと言う他ない。

★第51準備書面(「区域外避難者等」における避難の合理性について)

○概要

- ① 本訴訟で立証すべきことは、本件事故を原因として、「低線量被ばくがもたらす健康影響の危険性に対して、通常であれば、不安や恐怖を感じて避難を選択し、避難を継続すること」が相当といえることである。

現に発症した病気が本件事故による低線量被ばくを原因とするか否か、これは本訴訟で問題となっていない。

- ② 放射線による生体影響の仕組みを踏まえれば、低線量被ばくによって健康に悪影響が生じることは、理論上、明らかである。放射線が一本通っても複雑損傷し得る。被告らは、低線量被ばくの場合、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいと主張するが、誤りである。

- ③ 被告らは、2011年の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(以下「WG報告書」といいます。)に基づいて、低線量被ばくの健康影響について、主張している。WG報告書は、主に、国連科学委員会(UNSCEAR)作成「2008年 チェルノブイリ事故の放射線の健康影響について」に基づいている。

しかし、WG報告書は、最新の知見を反映させていない。WG報告書の知見は、現在では信用性を失っている。甲状腺に対する低線量被ばくの影響・チェルノブイリ事故の影響等の最新の科学的知見に基づけば、低線量被ばくであっても、健康への影響は生じる。

- ④ 原告らが避難した理由である被ばくによる健康不安を判断するにあたり、原告らの主観的な受け止め方を重視すべきである。避難前居住地の空間線量や被ばく量といった客観的な事情だけで、本件事故による被害を認定すべきでない。

中谷内一也教授の心理学的研究に基づく意見書・福島地裁での証言調書を踏まえれば、本件事故に伴う放射性物質によって避難前居住地域を汚染された原告らが、健康リスクを中心とするリスクを深刻に受け止め、強い恐怖・不安を抱くことについて、一般人のリスク認知のメカニズムから、何ら不自然ではない。被告らの主張は、「科学手客観的合理性」の名の下に、現実の被害を覆い隠そうとするものである。

成元哲教授らは、「福島子ども健康プロジェクト」として、福島県中通り9市町の児童の母親らを対象に、アンケート調査を実施した。この調査結果から、避難指示区域の対象区域外でも、無視し得ない生活の質の低下や精神面を含めた健康影響が長期に亘って持続し、被害が必ずしも空間線量に単純比例するものではないことが判明した。

- ⑤ 中間指針において、年間20mSvを基準に避難指示区域が設定された。この設定は、放射線の健康影響についての科学的知見に依拠せず、政治的・政策的判断に基づく。福島県内の小学校の校庭利用の線量基準を年間20mSvと定められた際、2011年当時内閣官房参与であった小佐古敏荘東京大学教授が抗議した結果、線量基準が1mSvに引き下げられた。このことから、年間20mSv基準が科学的知見に基づいていないことが裏付けられる。

中間指針を策定した原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)の議論においても、低線量被ばくをめぐる科学的論争には立ち入っていない。中間指針策定時の知見に基づいて、暫定的に基準を定めたに過ぎなかった。

被ばく線量が年間20mSvを下回るか否かによって、賠償の有無を線引きすることは、明らかに不合理である。

★その他提出した書面

- 第4準備書面の17の6兼第4準備書面の18の6(原告番号17, 18の損害に関する主張)
- 訴えの変更申立書
- 意見書(被告国の平成28年9月12日付証拠調べに関する意見書について)

★提出した主な証拠

検証に代わる現地調査DVD, 地震本部ホームページ(地震調査研究推進本部作成), 福島民友新聞記事, 成元哲教授の意見書及び福島地裁での証言調書

(2) 被告東京電力の主張や証拠

★被告東京電力共通準備書面(13)(佐竹証人の追加意見等を踏まえた本件津波の予見可能性について)

○概要

- ① 本件事故発生前でも、「津波評価技術」に基づく津波評価は、国際的な実務として合理性・相当性を有しており、信頼するに足る科学的知見であった。
この「津波評価技術」が、福島県沖海溝沿い領域に、大きな地震・津波をもたらす波源を設定しなかった。一般的に、福島県沖に大規模な地震が発生するとも考えられていなかった。
- ② 被告東電が、2008年津波試算に基づき、仮定的な試みの計算をしたとしても、本件津波又は原告らが主張する本件原発の全電源喪失を招く津波が発生すると、信頼できる科学的根拠に基づき、予見することはできない。
2002年の時点で、2008年に行った津波試算をすることは、「技術的に」は可能ではあった。しかし、実際に津波対策として取り込むことができたかという点、佐竹教授の意見書に記載されているように、取り込むことはできなかった。2008年津波試算の基礎となった科学的知見は、確立していなかったからである。

★被告東京電力共通準備書面(14)(IAEA事務局長報告書に基づく原告らの主張に対する反論)

○概要

- ① IAEA事務局長報告書は、本件事故による得られた知見も踏まえ、各国の原子力発電の安全性を向上することを目的としたものである。本件事故以前の知見や一般的運用を前提に、責任追及することを目的としていない。
- ② 被告東電が2008年の試算結果等を踏まえて福島第一原発の敷地高さまで遡上しないような対策を講じていたとしても、本件事故を防ぐことはできなかった。
よって、本件裁判で問題となる予見可能性とは、本件津波または本件津波と同規模の津波である。
- ③ IAEA事務局長報告書では、本件原発における津波の想定が国際慣行に反し

ていたと記載されているが、誤りである。世界各地の類似現象を用いるような国際慣行は、存在しない。

- ④ 「長期評価」の見解は、実証を欠く「1つの仮説」とどまっていたと考えられていた。

「長期評価」の見解は、福島県沖の海溝沿い領域において本件津波を招く大きな津波地震が発生することについて、予見義務を生じさせるほどの科学的知見とは評価できない。

★被告東京電力共通準備書面(15)(放射線の健康影響に関する原告らの主張に対する反論)

○概要

- ① UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)は、電離放射線の人体と環境への影響に対する懸念に 대응するため、1955年の国連総会で設置された国連委員会である。

UNSCEARは、2013年10月の国連総会への年次報告書において、本件事故による放射性物質の拡散、住民・労働者の被ばく線量及び健康影響等について、80名を超える国際的科学者の専門的知見を踏まえ、2年以上かけて検討した本件事故の放射線影響の評価結果を発表した。その後も、UNSCEARは、2013年福島報告書、2015年報告書を公表した。

これらの報告書から、本件事故による低線量被ばくの程度は年間20ミリシーベルトを下回るものであり、これによる発がんリスクは他の要因による発がんの影響によってかくれてしまうほど小さいとの科学的知見は変更されないことが明らかとなった。

- ② 我が国のがん研究専門機関である国立がん研究センターは、「わかりやすい放射線とがんのリスク」を発表している。

この研究結果によると、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによる客観的なリスクの程度は、喫煙・大量飲酒など他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい。年間20ミリシーベルトの被ばくを受けたと仮定した場合は、さらに小さい。

- ③ 原告らは、崎山比早子氏の意見書に基づき、WG(ワーキンググループ)報告書の記載に問題があると主張している。しかし、WG報告書は、国際的な専門機関による科学的知見を集約したものである。

また、原告らは、被告国の避難指示区域設定の基準(年間20ミリシーベルトの基準)が不合理であるとも主張する。しかし、この基準は、国際的な放射線防護の専門家によって構成されるICRPの勧告に準拠して実施された。

崎山氏の意見書は、放射線の健康影響に関して独自の見解を述べているに過ぎない。

★提出した主な証拠

2008年試算結果に基づく確認の結果について(被告東電作成)、「電離放射線の線源、影響およびリスク UNSCER2013年報告書」(UNSECEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)作成)、公共用地の取得に伴う損失補償基準(用地対策連絡会作成)

(3) 被告国の主張や証拠

★第15準備書面

○概要

- ① IAEA事務局長報告書は、本件事故前に、本件事故を回避するために国や事業者が何をすべきなのか、記載した文書ではない。
あくまで、IAEA事務局長報告書は、本件事故による教訓に基づいて、IAEA加盟国が適切な対応をできることを目的とした未来志向の文書である。
- ② IAEA技術文書2には、福島第一原発の敷地高を超える津波を想定することができた時期や、これに対する被告国の予見可能性について、何ら言及されていない。本件事故を、事後的・回顧的に検証して導いた教訓を述べているに過ぎない。
- ③ 原告らは、IAEA技術文書2の内容が、原告らの主張を裏付けると主張している。しかし、IAEA技術文書2には、以下の記載があるが、いずれも誤りである。
 - ・あたかも本件事故前から津波ハザード評価手法に関する国際慣行なるものが存在し、我が国がこれに劣るやり方で津波ハザードを評価していた。
 - ・日本海溝の最大地震規模は、M9以上と想定することが出来たかもしれない。IAEA技術文書2は、本件事故後に形成された知見に基づいて、被告国の規制のあり方などを評価しているに過ぎない。
- ④ IAEAは、本件事故前に、‘長期評価’の考え方に基づいて、津波高を予測すべきであったとも述べていない。
IAEA事務局長報告書やIAEA技術文書2は、原告らの主張を補強するものではない。

★その他提出した書面

○証拠調べに関する意見書

★提出した主な証拠

放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料上下巻(環境省作成)、佐竹健治氏の意見書、チェルノブイリ事故の健康影響に関する調査(日本エヌ・ユー・エス(株)作成)、IAEA技術文書2/5、岡本孝司氏(東京大学院工学系研究科原子力専攻教授)の意見書、高橋秀人氏(福島県医科大学医学部教授放射線医学県民健康管理センター情報管理・統計室長)の意見書

2 弁護団員による主張書面の説明

3 検証に代わる現地調査DVDの放映

4 今後の裁判の日程

第23回期日 平成28年11月15日(火)午前10時30分

第24回期日(結審日) 平成29年1月31日(火)午後1時45分

以 上